

長崎県看護協会 慶弔見舞に関する内規(会員)

慶弔見舞に関する内規を次のように定める。

(御香料)

1. 協会会員(以下「会員」という。)及び関係者(下記1号～6号)の死亡に対して、会長名で香料として10,000円～30,000円を贈る。場合に応じて花輪1基若しくは生花1基を贈る。
 - (1) 協会の会員
 - (2) 協会の役員(旧役員で特に必要と認められる者を含む)
 - (3) 協会の委員(旧役員で特に必要と認められる者を含む)
 - (4) 協会と特に密接な関係があったと認められる者
 - (5) 協会の業務に多大の貢献があったと認められる者
 - (6) その他特に必要とみとめられる者

2. 会員及び関係者の親族(配偶者、実父母、子)の死去に対しては、1.に準じて取り扱うことができる。ただし、故人に対する親疎の程度により、弔電をもって代えることができる。

(傷病等の見舞)

3. 会員及び関係者の傷病の場合会長名で、次の見舞金または見舞品を贈る。

入院1か月以上	10,000円
---------	---------

(お祝い等)

4. 会館等落成祝の場合会長名で10,000円を贈る。

5. 会員及び関係者の当選、就任、受章等祝の場合、必要に応じて会長名で祝金、祝品、祝電を贈る。

(その他)

6. 特別な場合1～5によりがたい特別な場合は、業務執行理事会に諮って決定する。

(内規の変更)

7. 本内規を変更しようとするときは、業務執行理事会の承認により変更することができる。

附 則(昭和 51 年 1 月 10 日)

本内規は、昭和 51 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日)

本内規は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 10 日)

本内規は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 12 日)

本内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。